

生産緑地地区とは

農地の有する緑地機能を活かして、公害又は災害の防止に役立たせるとともに、農業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る都市計画の制度です。

市街化区域内にある農地は計画的な住宅・宅地の供給を促進するため、その積極的な活用が求められますが、その一方で都市の中の貴重な緑として計画的に保全する必要があります。このため、市街化区域内農地を「宅地化する農地」と「保全する農地」とに区分し、「保全する農地」については、生産緑地地区の指定を行うこととされています。

市内生産緑地地区数

	地区数	面積 (h a)
当初指定	216	70.77
現在	191	59.60
今回	56	29.02
合計	247	88.62

都市計画法第17条による縦覧結果（平成22年7月9日～23日）

縦覧者 6名 意見書の提出者 0名

生産緑地地区の指定要件

生産緑地地区に指定されるためには、以下の要件を満たすことが必要となります。

- ① 環境機能および公共施設等の用地として適していること。  
環境機能とは、農業が営まれていることによって、公害や災害を防止したり、都市の環境を守る役割を果たしていることです。
- ② 面積が一団で500㎡以上の農地であること  
他の人の農地とあわせて500㎡以上でも指定可能です。  
道路、水路などが農地等を分断している場合でも、この道路や水路が幅員6m程度以下の小規模で、一体性をもつと認められるときは、「一団」として取り扱えます。
- ③ 農業継続が可能であること。
- ④ 農地所有者などの関係権利者からの同意が得られていること。